

八尾市における同和問題を解決するための施策のあり方について 〔総括～現状と課題、今後の取り組み〕

〔総括～現状と課題〕

序章 「八尾市における同和問題を解決するための施策のあり方について」の策定にあたって

「同和問題は人類普遍の原理である人間の自由と平等に関する問題であり、日本国憲法によって保障された基本的人権にかかわる問題である」として、その早急な解決に向け、1965（昭和 40）年に国の同和对策審議会答申が出され、この答申の具現化のため、1969（昭和 44）年に同和对策事業特別措置法、1982（昭和 57）年に地域改善対策特別措置法、1987（昭和 62）年に地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（地对財特法）が制定され、これらに基づいて同和对策事業が実施されてきた。

本市においても、特別法や八尾市同和对策協議会の意見具申等に基づき、同和問題の解決に努めてきたところであるが、地对財特法の失効を控え、2001（平成 13）年に八尾市同和对策協議会より「平成 14 年度以後の同和行政のあり方について」の意見具申が出され、今後は一般施策を活用して残された課題の解決に努めることとなり、住環境や生活向上等の実態的差別は大きく改善されたが、教育、労働、保健・福祉等の分野において課題が残されており、また、依然として差別意識の解消が十分に進んでいない等、同和問題が解決されたとはいえない状況であった。

そのような状況の中で、2004（平成 16）年に、「八尾市における同和問題を解決するための施策のあり方」を策定し、第 1 章で施策の基本的方向、第 2 章で「人権教育・啓発」「人権相談」「教育」「生活福祉」「労働」「住宅・住環境」の各分野にわたり、今後の施策の推進方向を示した。

その後、社会状況の変化や他の計画との整合性を図り、継続した取り組みを進めるために、2013（平成 25）年度に時点修正を行い、2020（令和 2）年度を各分野における今後の施策の目標年度として取り組んできたが、土地に関する差別調査問題や戸籍謄本等の不正取得事件などが全国で発生し、本市においても同和地区の問い合わせや悪意や偏見に満ちた差別文書が郵便受け等に投函されるなど、同和問題に関する差別事象が発生している現状がある。

また、近年では、情報化の進展に伴い、インターネットによる差別的な書き込み等、部落差別に関する状況の変化をふまえ、2016（平成 28）年 12 月に「部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消推進法）」が施行された。部落差別解消推進法では、現在もなお存在している部落差別を解消することが重要な課題であるとし、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにすることにより、部落差別の解消を推進し、部落差別のない社会の実現をめざしている。

このような状況を踏まえ、2019 年（令和元）年に市長より八尾市人権尊重の社会づくり審議会に諮問を行い、部落差別解消推進法を踏まえた今後の施策の方針等の策定をめざす。

【あり方の策定の経過】

1965（昭和40）年	国の同和対策審議会答申
1969（昭和44）年	同和対策事業特別措置法
1970（昭和45）年	八尾市同和対策審議会答申
1982（昭和57）年	地域改善対策特別措置法
1987（昭和62）年	地対財特法
2001（平成13）年12月	八尾市同和対策協議会 「平成14年度以後の同和行政のあり方について」の意見具申 ※地対財特法の失効後、一般施策を活用して、残された課題の解決に努める。実態的差別は大きく改善されたが、教育、労働、保健・福祉等の分野において課題が残されており、また、差別意識の解消が十分に進んでいない等、今なお同和問題が解決されたとはいえない状況である。
2004（平成16）年	「八尾市における同和問題を解決するための施策のあり方について」策定
2013（平成25）年度	「あり方」の時点修正
2016（平成28）年度	部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消推進法）施行
2020（令和2）年度	「あり方」の見直し検討

第1章 今後の施策の基本的方向

（これまでの取り組み）

「(一財)八尾市人権協会との連携」として、同和問題の解決をはじめ、多様な人権施策を推進していくための協力機関として位置づけ、差別事象の検討や事業の委託、会議への参加、情報共有などにおいて連携を図った。

「八尾市同和問題協議委員の活用」として、八尾市同和問題協議委員の会議において、同和問題の解決に向け、意見を求める中、現在、同会議については八尾市人権尊重の社会づくり審議会部落差別解消推進専門部会へ移行し、議論を行った。

「庁内推進体制の充実」として、人権施策推進本部において、人権教育・啓発の取組状況の報告や差別事象の報告を行うなど、同和問題を解決するための取り組みも含め、庁内で連携を図り、人権施策の推進に努めた。

「国、大阪府に対する働きかけ」として、大阪府、大阪府市長会、大阪府町村長会の三者で、インターネット等を悪用した差別行為の防止や部落差別解消推進法に基づく国の施策等について、国に対して要望し、人権施策の充実を図った。

(取り組みに対する評価)

- ・八尾市同和問題協議委員の会議において、「八尾市における同和問題を解決するための施策のあり方」に関して意見をもらいながら、各施策を推進し、同和問題の解決に取り組んできたが、いまだに同和問題に関する差別事象や偏見があり、部落差別解消推進法の施行のきっかけにもなった、インターネット上での差別的な書き込みも問題となっている。様々な関係機関と連携し、同和問題の解決に取り組む必要がある。(研修等の啓発、法の周知など)

第2章 I 人権教育・啓発

(あり方策定時の課題)

- ・同和問題に対し、正しい理解を得られるよう努めることが課題
- ・差別を解消するため、地域交流を深め、協働してまちづくりをすすめることや、学校教育・社会教育を通じて、差別意識をなくし、人権を大切にす教育・啓発活動を積極的に行うことが重要。

(これまでの取り組み)

- ・「同和問題に対する正しい理解の促進と人権尊重の理念の普及」として、人権啓発セミナーやみんなのしあわせを築く八尾市民集会、世界人権宣言パネル展等を実施するとともに、本人通知制度の啓発活動に取り組んだ。世界人権宣言パネル展では、差別落書き防止の啓発や部落差別解消推進法をはじめ、差別解消3法の周知等を行った。
- ・「人権教育・啓発の推進を担う人材の養成」として、人権啓発推進委員養成研修や人権主担者研修を実施した。同和問題をはじめ、さまざまな人権課題についての人権意識の高揚を図った。
- ・「土地取引等における差別の解消」として、「大阪府部落差別事象に係る調査等の規制等に関する条例」啓発推進月間に係るポスター掲示やリーフレットの配架を、庁内及び出張所等の市内各施設で行うとともに、市政だよりへ記事掲載を行い、啓発を行った。
- ・「公務員などへの人権教育」として、人権主担者研修や職員研修、教育委員会において教職員を対象にした研修を実施するなど、同和問題をはじめ様々な人権課題の解決に向けて取り組んだ。

(取り組みに対する評価)

- ・各課に設置している人権主担者を対象にした人権主担者研修や中堅職研修、教職員を対象にした教職員研修において、毎年同和問題についての研修を実施しており、今後も継続する必要がある。
- ・市民を対象にした研修やセミナーにおいては、同和問題をはじめ、さまざまな人権課題について実施しているが、より多くの市民に参加してもらうよう、開催時期や周知方法を工夫する必要がある。(若年層や保護者世代の参加が少ない)
- ・本人通知制度の登録者については、事前登録者数・人口に占める登録割合ともに大阪府下最多であるが、八尾市人口に占める登録割合は令和元年9月30日時点で7.60%であり、更なる登

録者数の増加に努める必要がある。

第2章 II 人権相談

(あり方策定時の課題)

- ・被差別体験者の多くが誰にも相談せず一人で悩んでおり、身近なところで気軽に相談できる体制の整備が課題

(これまでの取り組み)

- ・「身近な人権相談窓口の充実及び人材の育成」として、人権政策課や両人権コミュニティセンター、人権擁護委員による人権相談、部落差別等に特化した人権侵害に関する特設無料法律相談を実施した。また、(一財)八尾市人権協会を通じて、様々な相談業務を委託し、相談者に寄り添った支援体制を整えた。
- ・「人権相談活動のネットワークの活用」として、人権相談を実施するうえで、様々な相談機関との情報交換を行った。また、差別事象等について、差別事象連絡・啓発検討会や人権擁護委員定例会への情報共有など、さまざまな機会を通じて、情報交換やネットワークの活用にも努めた。

(取り組みに対する評価)

- ・人権政策課の人権相談や両人権コミュニティセンターでの相談等を実施している中、悩みを持たれている人が安心して相談できるよう、各種団体等と連携を図り対応していく。また、効果的な相談体制の充実に努める必要がある。

第2章 III 教育

(あり方策定時の課題)

- ・学校園における人権教育の一層の充実
- ・高学歴化の進行はみられるが、若年・壮年層で大学・大学院の割合が低い傾向にあり、また、経済状況が進学に対する抑止力として働く傾向が強く見られる中、奨学金制度の周知徹底を図る等の丁寧な進路指導が必要。
- ・高校以上の進学者の中退問題は大きな課題であり、進路決定に関する相談や中退後の新たな進路についての相談・支援を一層充実させることが課題。
- ・2000年実態調査では、パソコンの普及率・インターネットの利用率について、全国平均と比べて大きな格差があり、情報活用能力の格差が、社会的、経済的格差の拡大につながるものなよう対策を講じる必要がある。

(これまでの取り組み)

- ・「さまざまな教育課題に応じた教職員の配置」として、少人数加配教員の配置、児童生徒支援加

配、学力向上支援員等の配置により、各学校において指導方法の工夫改善に取り組み、きめ細かな指導に取り組んだ。各学校においては、年間指導計画に沿って、部落問題学習をはじめとした人権教育に取り組んだ。

- ・「教職員の人権感覚の向上」として、教職員の人権感覚と指導力を一層向上させるため、人権教育研修事業を実施した。
- ・「差別事象等への対応」として、事象が生起した場合には、学校における状況や背景等について聞き取り、当事者への適切な対応が図られるよう指導助言を行い、人権教育研修において差別事象が生起した時の対応について確認を行った。
- ・「地域における同和問題学習等の促進」として、人権学習講座を年間5回、人権に関する多様なテーマで開催し、人権について考えるきっかけとなる場を提供した。
- ・「識字学級の充実」として、識字率の向上をめざし、識字・日本語学級を実施し、「よみ・かき・ことば」を学習できる場を提供した。

(取り組みに対する評価)

- ・教職員研修において、毎年同和問題をテーマに研修を実施しており、引き続き実施することで、同和問題に対する理解の向上を図る必要がある。
- ・市民を対象に人権学習講座を実施しているが、参加者数が減少している現状があり、より多くの市民に参加してもらうよう、内容を始め、開催時期や周知方法を工夫する必要がある。

第2章 IV 生活福祉

(あり方策定時の課題)

- ・若年層が流出し、高齢者世帯、母子・父子世帯、障がい者や低所得層など社会的課題を有する人々の転入の割合が高い状況にあり、制度やサービス内容の周知・徹底や総合的な相談体制の整備・充実が必要。
- ・生活保護率は市全体と比較して高い状況にあり、被保護世帯の就労の促進を図る必要がある。

(これまでの取り組み)

- ・「人権コミュニティセンターの役割」として、隣保事業の実施主体である桂・安中両人権コミュニティセンターでは、地域住民の福祉の向上や人権啓発推進の拠点施設として、市民交流の促進や自立支援など、人権尊重の社会づくり推進のため、相談事業や講演会等の人権啓発事業、貸館事業等による市民交流の促進や自主的活動の支援、講座・講習事業等による生涯学習の推進に取り組んだ。
- ・「生活保護世帯への支援」として、臨床心理士兼キャリアカウンセラー及び就労支援員を配置し、就労困難者である被保護者に対し、きめ細やかな就労支援を実施することにより、新規就労や増収、資格取得など世帯の自立促進に努めた。
- ・「健康づくり施策の推進」として、住民の健康増進を図るため、心身の健康に関して人権コミュ

ニティセンターを拠点として、「あなたのまちの健康相談」や地域行事等での健康相談を実施した。

- ・「老人福祉センター」として、桂・安中両老人福祉センターにおいて、高齢者の健康増進、教養の向上及びレクリエーション等の場を提供し、高齢者福祉の増進を図ることを目的として、健康相談事業、教養講座・サークル活動の提供、レクリエーション事業などを実施した。
- ・「共同浴場」として、住民の健康と保健衛生の増進及びふれあい、交流の場として老若男女問わず幅広く利用されるよう運営を行った。

(取り組みに対する評価)

- ・両人権コミュニティセンターにおいて、地域住民の福祉の向上のため、さまざまな事業を実施しているが、地域には課題（高齢化、生活保護率の増加等）が集積しており、地域課題を的確に把握し、事業を展開する必要がある。
- ・生活困窮者自立支援法、社会福祉法の趣旨を踏まえた事業が求められている。

第2章 V 労働

(あり方策定時の課題)

- ・失業率は男女とも八尾市平均を上回っており、若年層及び40歳代の男性の失業率が高く、雇用環境は依然として厳しい。
- ・母子世帯をはじめとする就労困難者等の雇用・就労に対する支援が課題。

(これまでの取り組み)

- ・「地域就労支援事業の展開」として、市内5か所の地域就労支援センターで就労相談を実施した。地域就労支援事業については、八尾市パーソナル・サポート事業や無料職業紹介事業などの他の就労支援事業や各出張所での相談事業等と連携することで、さまざまな課題を抱え就労が実現出来ない就労困難者等に応じた就労支援を実施した。
- ・「公正採用選考人権啓発推進員制度の確立」として、就職差別撤廃月間（6月）にあわせ、八尾市、八尾市企業人権協議会、八尾商工会議所、ハローワーク布施が連携し、公正採用を呼び掛ける街頭啓発を行った。また、ハローワーク布施と共催で、「公正採用選考人権啓発研修会」を実施した。
- ・「就職差別撤廃月間事業の促進」として、就職差別に対する市民の問題意識を喚起することを目的に、八尾市企業人権協議会・八尾市・八尾商工会議所・ハローワーク布施が連携し、近鉄八尾駅前にて公正採用を呼びかける街頭啓発を行った。また、八尾市企業人権協議会において、啓発リーフレットを配布し、人権問題に関する啓発・情報提供等を通じ、市内事業所の人権意識の高揚につなげた。
- ・「労働に関する相談の充実」として、勤労者法律相談や就労・生活相談事業（平成30年度より地域就労支援事業及び福祉生活相談支援事業）を実施した。

(取り組みに対する評価)

- ・これまで、差別のない公正な採用選考を推進するため、街頭啓発をはじめとしたさまざまな取り組みを実施し、多くの事業所の理解を得てきたところであるが、いまだに採用選考において、住んでいる場所や家族構成に関することを質問するなど不適切な事例が見受けられる。今後も、八尾市企業人権協議会やハローワーク布施、八尾商工会議所と連携し、応募者の能力と適正のみに基づく選考を行っていただくよう、研修会や情報提供による啓発に取り組んでいく。

第2章 VI 住宅・住環境

(あり方策定時の課題)

- ・公営・改良住宅は1960年代に建設された住宅が多く、住宅の建替えや改修が課題となっているが、高齢者世帯や障がい者のいる世帯の占める割合が高いことから、バリアフリー面での対応が求められている。
- ・若年層や高学歴層及び所得の高い層においては、地区外への転出希望が多いことから、定住魅力ある「まちづくり」が課題。

(これまでの取り組み)

- ・「市営住宅機能更新事業計画」として、市営住宅の整備及び改善に係る推進事業を行った。西郡住宅において、空き店舗付き住宅を、地域の子育て支援や高齢者支援の拠点として活用し、地域及び関係課と活用について検討を行った。西郡住宅及び安中住宅において、住宅困窮者向け、新婚・子育て世帯向け住宅の募集を行った。また、市営住宅の3階以上に居住し、高齢や障がいにより日常生活が困難な世帯について、1・2階の低階層あるいはエレベーター設置棟への住み替え案内を行った。

(取り組みに対する評価)

- ・「市営住宅機能更新事業計画」に基づき、市営住宅の整備及び改善に係る推進事業として、老朽化した住宅の建て替えや住み替えを行い、長期活用をする住宅については耐震化事業を実施することで、入居者の安全安心につなげることができた。
- ・市営住宅の管理について、指定管理者制度の導入を図るとともに、空いている店舗付住宅を活用し、関係課と協力しながら「高齢者安心サポートセンター」「つどいの広場」といった、高齢者や子育て世帯への支援の拠点を設置することができたが、引き続き店舗付き住宅の活用を検討していくことが必要である。
- ・福祉住み替えや新婚・子育て世帯向け住宅の募集を行うなど、多様なニーズに対応できる方策を進めることで、入居者が安心して暮らせるように取り組むことができた。
- ・建物の老朽化や入居者の高齢化が進む中、安全、安心に日常生活することができる環境を確保するために、引き続き「市営住宅機能更新事業計画」を推進し、庁内や関係機関等とも連携できる体制を構築することが必要である。

● 2019年度人権についての市民意識調査（単純集計結果）

同和問題（部落差別）について特に問題だと思うこと	
①結婚や就職にあたって、身元調査をすること	・・・27.9%
②就職や職場において不利な扱いをすること	・・・25.9%
③家を借りたり購入したりする際に同和地区を避けること	・・・19.6%
④差別的な発言や落書きなどをする事	・・・21.8%
⑤インターネットなどを利用して、デマや差別的な情報を掲載すること	・・・28.4%
⑥交流や交際を避けること	・・・18.4%
⑦その他（具体的に　　）	・・・4.6%
⑧特にない	・・・13.8%
⑨わからない	・・・22.2%
⑩無回答	・・・4.5%

同和問題（部落差別）に関する教育や啓発はできるだけ行わず、そっとしておくほうがよいという考え方	
①そう思う	・・・8.9%
②どちらかといえばそう思う	・・・13.0%
③どちらともいえない	・・・23.5%
④どちらかといえばそう思わない	・・・12.9%
⑤そう思わない	・・・24.2%
⑥わからない	・・・14.8%
⑦無回答	・・・2.7%

部落差別解消推進法を知っているか	
①内容まで知っている	・・・4.4%
②名称は知っている	・・・36.6%
③知らない	・・・55.8%
④無回答	・・・3.2%

・部落差別解消推進法成立のきっかけにもなった、インターネット上における差別的な情報を掲載することが問題であると思っている人が多い。（5年前24.8%）また、身元調査についても問題であると思っている人が多い。（5年前28.9%）

・同和問題については、きちんと教育・啓発をするべきという人が約4割。（37.1%）（5年前35.5%）

・部落差別解消推進法については、知らないと答えた人が55.8%と半分以上。

⇒法律の認知度向上、インターネット上における差別書込み等の対処、同和問題に対する効果的な教育・啓発の必要性。

●差別事象の発生

年度	総件数	うち同和問題
平成 27 年度	6 件	3 件
平成 28 年度	4 件	3 件
平成 29 年度	6 件	3 件
平成 30 年度	10 件	4 件
令和元年度	5 件	4 件

31件中17件が同和問題に関する事象

事象の概要

- ・職業、結婚、住居などの同和問題に関する差別文書が投函
- ・電話において、「同和地区は犯罪者が多い」と発言
- ・電話において、「八尾市に引っ越したいが、部落があるのか教えてほしい。周りが言っていたので」と発言
- ・インターネットの掲示板に、住宅の購入を予定している八尾市内の地域について、同和地区かどうかを問い合わせる書き込み
- ・インターネット上に掲載されている「大阪府版部落地名総鑑」において、特定の地区名が掲載され、またその地区に対して地図上で目印を付ける行為
- ・インターネットサイト内にて市内地区が同和地区であるという内容のページと動画掲載など

差別事象については電話や窓口等での発言が多かったが、近年ではインターネット上での差別的な書き込みも増えてきており、差別事象の形態が変化してきている。

今後、電話や窓口での差別事象に対する対応に加え、インターネット上での差別的な書き込みに対する対応（モニタリング）も求められる。

また、発生した差別事象を活かし、今後につながるような取り組みが求められる。

[今後の取り組みについて]

- これからの取り組みの方向性（法で求められていることを中心に記載）

法の周知

- ・ 研修会等でのチラシ配布、各団体の啓発物品の積極活用

教育及び啓発

- ・ 市職員、教職員

人権担当者研修、職場人権研修、教職員に対する研修

モニタリング調査、同和問題に対するマイナスイメージを払拭するような取り組み。

- ・ 企業

- ・ 地域住民

研修会等への積極的な参加、チラシ・ポスターによる啓発

八尾市人権啓発推進協議会、八尾市企業人権協議会

- ・ 子ども（児童・生徒）

学校での部落問題学習

相談体制

相談窓口の充実

人権相談、弁護士による特設法律相談、隣保館での相談

→就職差別や結婚差別など、同和問題に関する相談をしやすい相談体制の整備。

部落差別の実態に係る調査

人権についての市民意識調査、隣保館での調査、国勢調査を活用した実態把握等を組み合わせ、地域の現状把握

隣保館の役割（前回専門部会での意見から）

福祉的な観点（我がごと丸ごとのような視点）（前回専門部会での意見から）

（参考）現あり方の章立て

- I. 人権教育・啓発
- II. 人権相談
- III. 教育
- IV. 生活福祉
- V. 労働
- VI. 住宅・住環境

●部落差別解消推進法

(目的)

第1条 現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であることに鑑み、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実等について定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とする。

(基本理念)

第2条 部落差別の解消に関する施策は、全ての国民が等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、部落差別を解消する必要性に対する国民一人一人の理解を深めるよう努めることにより、部落差別のない社会を実現することを旨として、行われなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第3条 国は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関する施策を講ずるとともに、地方公共団体が講ずる部落差別の解消に関する施策を推進するために必要な情報の提供、指導及び助言を行う責務を有する。

2 地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする。

(相談体制の充実)

第4条 国は、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るよう努めるものとする。

(教育及び啓発)

第5条 国は、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うよう努めるものとする。

(部落差別の実態に係る調査)

第6条 国は、部落差別の解消に関する施策の実施に資するため、地方公共団体の協力を得て、部落差別の実態に係る調査を行うものとする。